

一般社団法人沖縄県PTA連合会安全委員会
安全普及啓発活動等助成事業 規約

1 趣旨

青少年の安全に関する普及活動及び青少年の健康保持増進に資する事業に対し、助成金を交付する。

2 対象事業

単位PTA等で実施される次のような内容を含む研修会や講習会、ワークショップ（演習形式）等を対象とする。オンライン等による研修会等も対象とする。

1	交通安全・防犯教育	自転車マナー講習・情報モラル・スマホの使い方 など
2	人権教育	いじめ・LGBTQ+ など
3	災害安全	防災安全教室・救命法（AED 講習会）など
4	生命の安全	性被害・薬物・児童虐待 など
5	健康保持促進	体力づくり・食育 など
6	その他児童生徒の健康・安全にする事業	

※申請事業が学校の授業の一環として開催予定の場合、その事業にPTAがどのように関わるかが分かる資料の提出をお願いする場合があります。

但し以下の事業は対象外とする。

- 学校施設内の草刈り、枝打ち等の美化作業
- ※学校施設内の環境整備については公費負担
（「市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費」
地方財政法施行令第52条第2項）
- 国及び県、市町村その他の機関から助成を受けて実施する事業
- 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- その他、本事業の趣旨に添わないと判断された事業

3 助成対象団体

一般社団法人沖縄県PTA連合会安全委員会と共済契約をしている単位(幼稚園・こども園含む)／市町村／地区PTA等に助成する。

4 助成金の対象

① 会議費

会議、打ち合わせ等での飲み物、茶菓子代を含む ※会食は除く

- ② 旅費
講師等の旅費
- ③ 謝金
講師等の謝金
- ④ 使用料及び賃借料
施設・会場使用料・レンタル料
- ⑤ 需用品
ア消耗品...文具・事務用品等
イ印刷製本費...チラシ・ポスター等の印刷代、資料作成等に係るコピー代等
- ⑥ 役務費
通信運搬（切手、ハガキ）費など
- ⑦ その他経費
上記区分のいずれにも該当しない経費で、事業実施に係る直接的な経費
※ 交通安全教育に係る看板・のぼり・交通安全旗・ベスト等の作成や購入等

【助成費 対象外科目】

- ① 助成対象団体の構成員に対する人件費、謝金及び旅費
- ② 会合飲食費
- ③ 大会参加費
- ④ 助成対象団体の運営的な活動に要する経費
- ⑤ 備品購入費、商品券等の金券、賞品、記念品等の購入経費
※【備品】とは、耐久年数が1年以上あり、長期間に渡り形状を変えずに繰り返し使用できるもの。また、一品または一式の取得価格が1万円以上のもの。
- ⑥ ガソリン代、プリンタートナー等の事業実施に要した分が明確に区別できない費用
- ⑦ その他適当でないと認めたもの
購入品目（明細：レシート・請求書等添付など）のない用途不明の領収書等

5 助成金額

上限額内で実費額を助成する。※全て上限額

- (1) 単位 P T A（幼稚園・こども園を含む） 50,000 円
- (2) 市町村 P T A 50,000 円
- (3) 地区 P T A 100,000 円

※複数の単位 PTA で対象事業を実施する場合は、複数単位 PTA 分の助成を行う。

ただし、助成金の合計額は 100,000 円を限度とする。

6 助成金の申請、審査

- (1) 交付を受けようとする団体は、次の書類を申請期限までに提出する。

①事業助成申請書（様式 1） ②事業計画書（様式 2） ③収支予算書（様式 3）

- (2) 委員長は運営委員会を招集し、申請があった内容を審査し、審査結果を申請団体に通知する。

- (3) 審査の結果、助成対象団体が多数の場合は、助成回数の少ない団体を優先的に助成する。ただし、助成回数の制限は設けない。
- (4) 助成金交付決定以前に実施された事業についても助成対象となる。但し、本事業の趣旨に添わない場合や対象団体が多数の場合は審査により交付されない場合もある。
- (5) 審査後、対象団体が少数の場合は、運営委員会により追加募集を検討する。

7 申請期間

4月10日から7月31日（当日消印有効）までとする。

8 報告及び助成金の請求

- (1) 助成金の交付決定を受けた団体は、助成の対象となった事業が終了した場合は、その終了の日から1か月以内、申請受付開始以前に事業が終了している場合は、助成決定通知を受けた日から1か月以内に次の書類を提出しなければならない。
 - ①請求書（様式4） ②事業報告書（様式5） ③収支決算書（様式6）
 - ⑦写真添付書（様式7）
- (2) 前項にかかわらず、当該年度の「請求書及び事業報告書類」の提出は3月15日までとする。

9 助成金の返還等

助成金交付の決定をされた団体が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付の取り消し又は交付した助成金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 助成金交付決定後の申請内容の変更があった場合
 - ※但し、天災等のやむを得ない事情での変更については認める
- (2) 助成金の交付申請及び事業完了報告等にあたり、虚偽や不正があった場合
- (3) 助成金を目的以外に使用した場合
- (4) 事業に当たって、不正の行為があると認められた場合
- (5) その他この助成金の趣旨に反する事案が認められる場合

10 その他

理事会の決議により、助成事業を縮小または中止することができる。